



年に一度の「労働保険料の年度更新」「社会保険料の算定基礎」が終わり、夏の賞与支払届を提出したところで、いよいよ年末調整の準備に入ろうとしている企業は多いかと思えます。今年は、コロナ禍により三密を避けるべく、担当者を集合させての年末調整作業ができないと想定されていることから、「WEB年調システム」へのお問い合わせが増えています。さらに、新たな申告書が追加されるなどの大幅な改正がなされていることから、作業は自社内で行うが、従業員からの問い合わせに対応する「年末調整ヘルプデスク」も例年になく関心が寄せられています。ぜひ、ご相談ください。

■令和2年分 年末調整業務の変更点について

平成30年度・令和2年度の税制改正により、令和2年分の年末調整業務は大幅に変わります。新しい様式が追加されたり、「ひとり親」の区分が創設されたり、自身の情報を記載する従業員にとっても、提出された申告書類をチェックする人事・総務担当者にとっても、初めての項目に戸惑うことが予想されます。従業員への説明文書など、早めの準備が必要です。

＜令和2年分から適用される源泉所得税に関する改正事項＞

- ①給与所得控除の改正 65万円→55万円に引き下げ（給与収入850万円を上限）
- ②基礎控除の改正 38万円→48万円に引き上げ（合計所得2,400万円以下の場合）
- ③**所得金額調整控除**の創設 （給与収入金額-850万円）×10%を給与所得金額から控除
要件：給与収入850万円を超える従業員のうち、a. 特別障害に該当、b. 23歳未満の扶養親族あり、c. 特別障害の同一生計配偶者/扶養親族ありのいずれかに該当する者
- ④各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件の改正

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

⑤「給与所得者の基礎控除申告書」「所得金額調整控除申告書」の新設

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ）あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所	 基・配・所
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
		(欄41)を参照

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
		(欄41)を参照

48万円以下かつ年齢70歳以上
□ (昭26.1.1以前生) (①) 配偶者
《老人控除対象配偶者に該当》

◎ この申告書の記載に当たって

※配偶者特別控除の合計所得金額要件も 10万円引き上げ 38～123万円→48～133万円

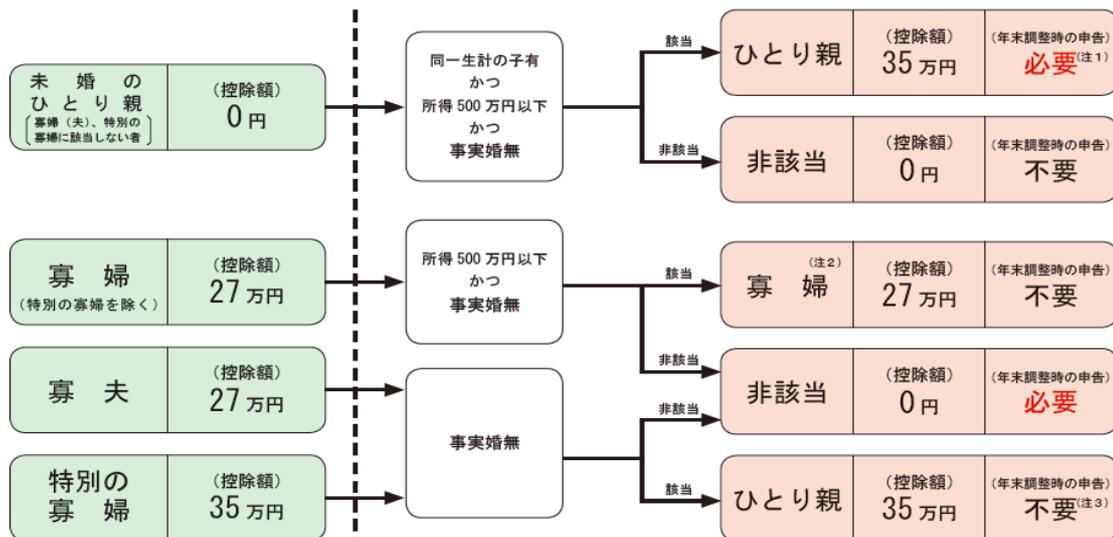
※所得金額調整控除は、夫婦ともに適用を受けること可（扶養控除はどちらか一方のみ）

⑥寡婦/寡夫控除の見直しとひとり親控除の創設

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】

〔改正前〕

〔改正後〕



※すでに提出済みの「令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」にも、**改正後の区分を記載**する必要があります

⑦源泉徴収票の様式改正

The form shows the following highlighted areas:

- 基礎控除の額:** 480,000 (48万円)
- ひとり親:** 01 (該当)
- 所得金額調整控除額:** 100,000 (10万円)

※新たに「基礎控除の額」「所得金額調整控除額」「ひとり親」欄が加えられました

※「基礎控除の額」欄には、**48万円の場合**は空欄です

※「所得金額調整控除額」が入るときは、**摘要欄に該当者の氏名**を入れます

※年途中の退職等、年調未済のときは**摘要欄に旧区分を記載**します

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP ター名古屋 7F

TEL : 052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビズネスセンタービル 6F

TEL : 092-273-0503

E-mail : info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

